

回 覧

高出五区 区民 各位

令和6年（2024年）9月吉日

区長 塩原 茂生

高出五区の地縁による団体への申請の認可について

秋分の候、区民の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
常日頃は、高出五区の区政運営にご理解と、ご協力を賜り有り難うございます。

ご存じの様に、高出五区の認可地縁団体申請につきましては、9月1日に臨時総会を開催し圧倒的多数で区民の方々に賛成を頂き承認されました。総会後に必要書類を揃えて塩尻市に提出し認可待ちでしたが、特に問題も無く令和6年9月17日付けで、塩尻市長より認可された旨の連絡が有りましたので御報告致します。五区区民の方々には世帯居住者名簿の提出・臨時総会への参加および委任状の提出等々の、ご協力を賜り有り難うございました。

今後、認可地縁団体の印鑑登録等を行い、不動産登記までを令和6年度中に進める予定ですので、関係する方々の御協力をお願い申し上げます。

添付文書

1. 地縁団体の認可確認書

塩尻市指令6地づ第102号

2. 告示

塩尻市告示第104号

以 上



五区揭示板QRコード

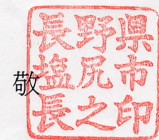
塩尻市指令 6 地づ第 1 0 2 号

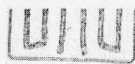
住 所 塩尻市大字広丘堅石 2 1 4 6 番地 2 2 9
申請者 団 体 名 高出五区
代表者氏名 塩原 茂生

令和 6 年 9 月 3 日付けで申請のありました地縁による団体について、地方自治法（昭和
2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により認可します。

令和 6 年 9 月 1 7 日

塩尻市長 百 瀬



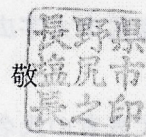


塩尻市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年9月17日

塩尻市長 百瀬



1 名称

高出五区

2 規約に定める目的

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 区民相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 区民相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 区民の福利厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) 防火、防犯、交通安全に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

3 区域

高出五区の区域は、塩尻市大字広丘高出、塩尻市大字広丘郷原及び塩尻市大字広丘堅石のうち、次に示す範囲とする。

高出五区の区域は、道路及び鉄道線路を基準として定めることとし、その区域から出入りする土地については地番をもって明確にする。

東側区域基準 国道19号とする。（北端は、市道野村国道線との交点、南端は市道南熊井郷原線との交点）

南側区域基準 市道南熊井郷原線とする。（東端は国道19号との交点、西端はJR篠ノ井線との交点）

西側区域基準 JR篠ノ井線とする。（南端は市道南熊井郷原線との交点、北端は市道特養老北線の西端延長との交点）

北側区域基準 JR篠ノ井線から国道19号を結ぶ市道特養老北線、市道特養老北

1号線、市道特養老北2号線、市道野村国道線とする（西端は市道特養老北線の西端延長とJR篠ノ井線との交点、東端は市道野村国道線と国道19号との交点）

区域基準から出入りする土地

区域内とする地番 大字広丘堅石332番地イ、332番地1から332番地11

区域外とする地番 大字広丘堅石2145番地150、2145番地236、2145番地388、2146番地128、2146番地275

4 主たる事務所

塩尻市大字広丘堅石2146番地229（緑ヶ丘集会所）

5 代表者の氏名及び住所

塩原 茂生

塩尻市大字広丘堅石2145番地310

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和6年9月17日